

移動等円滑化取組計画書

2024年 6月 28日

住 所 東京都江東区塩浜二丁目18番13号  
事業者名 ジェイアールバス関東株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小 埜 隆 一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 車両等の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当社が保有するバス車両においては、2023年度末時点のノンステップバス導入率は約75%（適用除外車両を除く）である。車両更新にあたっては、地域の事情にあわせてノンステップバスへの置き換えを進めている。</li><li>・高速乗合バス車両においては、リフト付きバスを1両保有している。2階建てバスの車両更新時には、車いすスペースを1席確保した外国製車両の導入を進めている。（2024年度末までに、3両導入予定）</li></ul> <p>(2) 教育訓練に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・サービス介助士資格取得を支援し有資格者を支店に配置する。</li><li>・知識や技術のブラッシュアップを図る研修を定期的で開催する。</li><li>・支店ごとのサービスリーダーが中心となり社内サービス目標マニュアルの改善、実践を図る。</li></ul>
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
リフト付きバス	2024年度は、新規導入を計画していない。
ノンステップバス	2024年度は、3両以上の置き換えを計画している。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
高齢者、障害者等が円滑に乗降するための装置の活用	ノンステップバスの導入箇所では、スロープ板や車椅子スペースの確保、案内放送装置を使用し、スムーズな乗降ができるよう役務の提供に努める。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員・のりば係員との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速乗合バスでは、東京駅バスターミナル係員が乗務員と連携してスムーズな乗降介助に努める。</li> <li>・一般乗合バスでは、通常の乗降は乗務員が介助を行うが、介助者がいる場合には協力を仰ぎ安全で確実な乗降支援に努める。</li> <li>・お困りのお客さまを見かけた際には積極的な声掛けや見守りを行う活動(声掛けサポート運動)を展開する。</li> </ul>

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いすで乗車を希望される際のご利用方法の掲載	高速乗合バスをご利用の場合は予約センターへの事前予約を、一般乗合バスをご利用の場合の乗車方法及び支店・営業所への事前お問い合わせをホームページに掲載する。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
社員の技術向上	お客さまへのサポートをスムーズに行えるよう、資格保有社員(サービス介助士)を中心に本社サービス推進室と連携を図り、車いす等の取扱い等に関する講習会を適宜開催する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広報活動及び啓発活動への協力	国土交通省が実施する適正利用に係る広報啓発キャンペーン等について、掲示物をバス車内や待合所等に掲出する。

### III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

- ・サービス介助士資格と同等程度のサービススキルをもった社員の育成に努める。
- ・鉄道駅との連携を強化して、改札口からバスのりばまで、スムーズなサポート体制に向けて日頃からの関係強化に努める。
- ・当社に寄せられる利用者の声を社内で共有するとともに、取り組みの改善状況をホームページで紹介する。

### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
—	—	—

### V 計画書の公表方法

当社のホームページで公表する。

### VI その他計画に関連する事項

なし

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。